

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和7年3月17日

山口県知事 村岡 嗣 政

1 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(1) 業務の名称及び数量

令和7年度全庁行政情報化に係るITアドバイザー業務 一式

(2) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、業務種目大分類「調査・研究（設計関係を除く）」のうち小分類「調査・分析（統計調査を除く。）」について業務委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。
- (4) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (5) 過去3年以内において、都道府県・政令指定都市が発注する業務の委託で、以下の業務の委託を受けた実績を有すること。
 - ア 自治体全体の情報化関連予算を対象とした予算要求前及び予算執行時の審査業務（又はその支援業務）
 - イ 個別の情報システム開発プロジェクトの管理業務にとどまらない、複数プロジェクト間の連携、調整等を含む全体総合的なプロジェクトの進捗管理業務
- (6) 過去3年以内において、受託者並びにその親会社、子会社及び資本関係のある関連会社が、山口県における情報システムの企画、開発、運用及び保守に係る業務を行っていないこと。
- (7) 予定している業務従事者の中に、過去3年以内において、山口県における情報システムの企画、開発、運用及び保守に係る業務を行ったことのある者を含めないこと。

- (8) 予定している本業務従事者のいずれかは、以下の資格（又は同等以上の資格）を有する者であること。
- ア ITストラテジスト
 - イ プロジェクトマネージャ
 - ウ システム監査技術者
- 3 契約条項を示す場所
山口市滝町1番1号 山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課
- 4 入札説明書及び仕様書の交付
令和7年3月17日（月）午前9時から4月2日（水）午後5時まで、山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課のホームページに掲載するのでダウンロードすること。
- 5 入札を執行する日時及び場所
- (1) 日時 令和7年4月7日（月）午後2時00分開札
 - (2) 場所 山口市滝町1番1号 山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課
 - (3) 特記事項 郵便による入札とする。
- 6 入札保証金
免除する。
- 7 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者がした入札
 - (2) 電信による入札
 - (3) 記名のない入札
 - (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 8 落札者の決定方法
山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第154条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 9 その他
- (1) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約申込金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 積算内訳書の提出
入札者は、当初の入札書を提出する際に、当該入札書に記載された金額の算出根拠を記載した内訳書を提出すること。
 - (3) 契約保証金
免除する。
 - (4) この公告後に、2（3）に掲げる当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和7年3月21日（金）午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
 - (5) 詳細については、山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課（電話083-933-1327）に問い合わせること。